

石川県弓道連盟規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、石川県弓道連盟(以下「本連盟」という。)と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、弓道の普及振興を図り、会員相互の親睦を推進し、もって県民の体位向上、人格情操の修養に資するとともに、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石川県内における弓道の普及振興のための施設の充実に関する一般施策の樹立。
- (2) 弓道の普及振興のための、各種講習会、研修会の開催。
- (3) 学校弓道の普及振興に関する事項。
- (4) 各種競技会の開催及び後援。
- (5) 弓道段級位審査会の開催。
- (6) 北信越地区弓道連盟相互の連絡及び競技会の開催。
- (7) 財団法人全日本弓道連盟(以下「全弓連」という。)の諸行事への参加。
- (8) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

(事務所)

第4条 本連盟の事務所は、会長の指定する所に置く。

第二章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、第2条の目的に賛同する、一般弓道団体の会員及び大学弓道部(同好会)の会員並びに高等学校及び中学校の弓道部に所属する学生・生徒の会員で組織する。

- 2 会員は、所属団体を経て、別に定める「石川県弓道連盟規約細則」により登録し、所定の会費を納入する。
- 3 本連盟に加盟しようとする団体は、別に定める「石川県弓道連盟規約細則」に基づき、所定の書類により本連盟の会長に申し込み、認可を得るものとする。

(加盟)

第6条 本連盟は、全弓連及びその傘下団体並びに財団法人石川県体育協会(以下「県体協」という。)に加盟する。

第三章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 常任理事 40名以内
- (8) 理事 役員等選出規程第5条による。
- (9) 監事 2名
- (10) 派遣役員
 - ① 全弓連評議員 1名
 - ② 県体協評議員 1名

(名誉役員)

第8条 本連盟には、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことが出来る。

(役員を選出)

第9条 本連盟の役員等の選出は、別に定める「石川県弓道連盟役員等選出規程」による。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任務が満了しても後任者が就任するまではその任にあたる。

(役員任務)

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統理する。

また、弓道振興発展に尽力した功労者のうちから、全弓連の規定による称号段位の推薦者を選任して申請する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるとき又は会長がかけたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

(3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議にもとづき、本連盟の業務全般を掌理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、理事長がかけたときは、その職務を代行する。

(5) 事務局長は、文書の受発信、整理文書立案等の事務処理を行う。

(6) 会計は、本連盟の会計を処理する。

(7) 常任理事は、常任理事会を組織して、理事会の決議にもとづき本連盟の業務を処理する。

(8) 理事は、加盟団体の意思を代表し、本連盟の規約に定める事項を審議し、議決する。

(9) 監事は、本連盟の予算の執行状況、会計経理の状況及び業務を監査し、並びに決算の審査をし、その結果を常任理事会及び理事会に報告する。

また、監事は、各種会議に出席して意見を述べることができる。

(10) 派遣役員業務は次のとおりとする。

① 全弓連評議員は、本連盟を代表して、全弓連の会議に参画する。

② 県体協評議員は、本連盟を代表して、県体協の会議に参画する。

(名誉役員役割)

第12条 名誉会長、顧問、相談役、及び参与は、会長の諮問に答え、本連盟に対し有益な助言をなし、本連盟の振興に寄与するものとする。

2 名誉会長、顧問、相談役、及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第四章 会議

(会議)

第13条 本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

(理事会)

第14条 理事会は、本連盟の最高決議機関とする。

2 理事会は、理事定数の3分2以上(委任状)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数以上で決し、賛否同数の場合は議長が決する。

3 理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事の3分1以上から会議の目的事項を示して要求のあったときには、会長は臨時に理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事の中からその都度選出する。

5 理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 役員等の承認。

(2) 事業報告及び決算の承認。

(3) 事業計画及び予算の承認。

(4) 本規約及び規程の改廃。

(5) その他必要な事項。

6 会員は理事会を傍聴することができる。

2011/08/04

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、規約第7条第1号から第7号まで、及び第9号の役員等で構成する。

- 2 常任理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 常任理事会の議長は、理事長が務める。
- 4 常任理事会は、次の事項を審議し執行する。
 - (1) 理事会に提出する議案。
 - ① 役員等の推薦選出。
 - ② 事業計画及び事業報告。
 - ③ 予算及び決算。
 - (2) 理事会で付託を受けた事項。
 - (3) 事業執行に必要な事項。
 - (4) 本連盟の規約及び規程の改廃に関する事項。
 - (5) 専門部会規程の承認。
 - (6) 専門部員選任の承認
 - (7) 個人及び団体の表彰の決定。
 - (8) 石川県を代表して全国的な各種競技大会に出場する選手の承認。
 - (9) その他必要な事項。

第15条の2 役員会は、規約第7条第1号から第6号まで、及び第9号並びに専門部長等で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 3 役員会の議長は、理事長が努める。
- 4 役員会は、次の事項を審議し調整する。
 - (1) 常任理事会に提出する議案。
 - (2) 事業執行に必要な事項。
 - (3) その他本連盟の運営に必要な事項。

第五章 専門部

(専門部)

第16条 本連盟の事業を適正かつ円滑に行うため、次の専門部を置く。

- (1) 競技部。
 - (2) 強化部。
 - (3) 指導部。
 - (4) 審査部。
 - (5) 女子部。
 - (6) 広報部。
- 2 専門部は別に定める「石川県弓道連盟専門部規程」によって運用する。

第六章 会計

(経費)

第17条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費。
- (2) 加盟団体分担金
- (3) 加盟金。
- (4) 称号受有者賛助金。
- (5) 審査料及び登録料。
- (6) 石川県体育協会補助金。
- (7) 事業に伴う収入。
- (8) 寄付金。
- (9) その他の収入。

(特別会計)

2011/08/04

第 18 条 本連盟は、一般会計とは別に、特別の目的を処理するために特別会計を設けることができる。
(会計年度)

第 19 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
(旅 費)

第 20 条 本連盟の役員及び会員が本連盟の業務遂行のために出張し、又は大会等に参加する時は別に定める「石川県弓道連盟報酬、旅費規程」により旅費を支給する。
(慶 弔)

第 21 条 本連盟の役員等において慶弔が生じたときは、別に定める「石川県弓道連盟慶弔規程」により慶弔金を支給する。

第七章 賞 罰

(表 彰)

第 22 条 本連盟の目的達成のために著しく功績のあった個人及び団体に対して、別に定める「石川県弓道連盟表彰規程」により、表彰を行うものとする。

(祝 賀 会)

第 23 条 本連盟は祝賀会を開催し、次の各号に該当する者に対して祝意を表す。

- (1) 六段以上の昇段者
- (2) 称号昇格者。
- (3) 叙勲又は褒章の受章者
- (4) その他全国的な大会等で表彰を受けた者。

(除 名)

第 24 条 本連盟の会員で、本連盟の名誉を傷つけ、損害を与えたとき、又は著しく目的に反する行為があったときは、常任理事会の議決を経て、その会員を除名できる。

(役員 の 解 任)

第 25 条 本連盟の役員で、本連盟の役員として著しくふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、その役員を解任することができる。

第八章 その他

(賛助団体)

第 26 条 本連盟は、射技の向上と会員相互の親睦を目的として設置された次の各号の会を賛助する。

- (1) 範教練士会(称号受有者を構成員とする)。
- (2) ゆうゆうクラブ(満 60 歳以上の会員を構成員とする)。

(細 則)

第 27 条 本規約の運用についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

(規約の改廃)

第 28 条 本規約の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 この規約は、平成十八年 2 月 5 日から施行する。
- 2 この規約による平成 18 年度の会計は、平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 3 昭和 62 年 2 月 8 日制定の本規約は廃止する。
- 4 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。